

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（案）

昭和54年9月25日

条例第18号

.....

改正 平成28年3月25日

条例第20号

改正 平成29年3月23日

条例第 号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、市議会の議長、副議長、委員長（長久手市議会委員会に関する条例（昭和23年長久手村条例第8号（以下「委員会条例」という。））第2条に規定する常任委員会及び同条例第3条の4に規定する常任委員会及び議会運営委員会の委員長をいう。以下同じ。）及び議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 議員活動 議長、副議長、委員長及び議員（以下「議員等」という。）が長久手市議会定例会の本会議及び定例会の会期中に開かれる委員会条例第1条に規定する委員会の会議（以下これらを「定例会」という。）に出席することをいう。
- (2) 公務上の災害等 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年長久手村条例第10号）に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。

（議員報酬）

第3条 議員等の議員報酬月額は、別表のとおりとする。

第4条 議員等が新たにその職についた日から日割計算により支給する。

第5条 議員等が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を日割計算により支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

2 議員報酬の支給方法については、一般職の職員の例による。
(議員報酬の減額)

第6条 議員等が長期間定例会を欠席した場合の議員報酬は、第3条の規定にかかわらず、定例会の会期日程の全てを欠席した場合を1回として、その欠席した回数（以下「欠席回数」という。）に応じて、議員報酬に次の各号に定める割合を乗じて得た額を減額する。

(1) 欠席回数が連続して2回 100分の20

(2) 欠席回数が連続して3回 100分の30

(3) 欠席回数が連続して4回以上 100分の50

2 前項の規定は、欠席回数が連続して2回以上となる定例会の末日の属する月の翌月から適用する。

3 第1項の規定により議員報酬の減額を受けている議員等が、定例会に出席したときは、当該定例会に出席した日の属する月の翌月から議員報酬の減額を解除する。

(費用弁償)

第7条 議員等が職務を行うため旅行した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、内国旅行の旅費については別表のとおりとし、外国旅行の旅費については、市長に支給する旅費の額に相当する額とする。

3 前項に定めるもののほか、議員等に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当)

第8条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する議員等に支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、辞職し、死亡し、又は解散により任期が終了したこれらの者（以下「任期が満了した者等」という。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の142.5、12月に支給する場合においては100分の157.5を基準日以前6か月以

内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
 - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
 - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
 - (4) 3か月未満 100分の30
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(任期が満了した者等にあつては、任期が満了し、辞職し、死亡し、又は解散により任期が終了した日現在)における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の25を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額の合計額に、議員報酬月額に100分の20を超えない範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。
- 4 前項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、市長が定める。
- 5 前3項に定めるもののほか、期末手当の支給方法については、一般職の職員の例による。

(期末手当の減額)

第9条 基準日に、第6条第1項の規定の適用を受けている議員等の期末手当については、前条の規定にかかわらず、基準日における議員報酬の減額の割合を、議員報酬月額を基礎として算定した期末手当の額に乗じた額を減額する。

(適用除外)

第10条 議員等が次に掲げる事由により議員活動を行わない場合は、第6条及び前条の規定は適用しない。

- (1) 公務上の災害等により議員活動を行うことができないとき。
- (2) 議長が議会運営委員会に諮って協議し、議員活動を行わないことに相当な理由があると認めたととき。

(議員報酬の一時差止処分)

第11条 議員等が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの期間(以下「処分期間」という。)に係る議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。

2 前項の議員報酬の一時差止めの際、既にその月の議員報酬が支払われていたとき又は支給日が差し迫っているため一時差止めができないときは、翌月の議員報酬から当該一

一時差止めされた額を差し引いて支給するものとする。この場合において、議員の辞職その他の理由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、当該一時差止めはなかったものとみなす。

3 第1項の規定により議員報酬の支給を一時差し止める額は、処分期間の日数に応じて日割計算により算出した額とする。

(期末手当の一時差止処分)

第12条 期末手当支給に係る基準日の前6月以内の期間において、前条第1項の適用を受けているとき又は保釈により一時解除され、判決が確定していないときは、期末手当の支給を一時差し止めるものとする。

2 前条第1項又は前項の規定による一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けべき議員等に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(一時差止めされていた議員報酬及び期末手当の支給)

第13条 前2条の規定により一時差止めされていた議員報酬及び期末手当は、当該一時差止めに係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は当該一時差止めに係る刑事事件の無罪判決(同様の効果を有する判決及び決定を含む。)が確定したときは、その日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

(議員報酬の不支給)

第14条 第11条第1項の規定により議員報酬の支給を一時差止めされ、当該刑事事件に係る有罪判決が確定したときは、一時差止めされていた議員報酬及び刑の執行のため刑事施設に収容された期間は、支給しない。

(期末手当の不支給)

第15条 期末手当支給に係る基準日の前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、第8条の規定にかかわらず、当該期末手当は、支給しない。

(日割計算)

第16条 第4条、第5条第1項及び第11条第3項の日割計算とは、当該月に支給すべき議員報酬額を、その月の日数で除した額を日額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)として計算するものとする。

(減額、一時差止め及び不支給の効力)

第 17 条 この条例の規定により議員報酬及び期末手当を減額、一時差止め及び不支給とされていた議員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額、一時差止め及び不支給の効力は及ばないものとする。

(疑義の決定)

第 18 条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(委任)

第 19 条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、報酬に関する部分は、昭和 54 年 9 月 1 日から適用する。
- 2 長久手町議員の期末手当に関する条例(昭和 32 年長久手町条例第 8 号)は廃止する。
- 3 この条例施行前に、長久手町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定により既に支給された昭和 54 年 9 月 1 日からこの条例施行の日までの期間に係る報酬は、この条例の規定による報酬の内払とみなす。

.....

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条、第 7 条関係)

(平 24 条例 14 ・一部改正)

区分	議員報酬月額	旅費						
		鉄道賃 及び船賃	航 空 賃	車 賃	日当 (1 日 につき)	宿泊料 (1 夜につき)		食事料 (1 夜に つき)
						甲地方	乙地方	
議長	48 万 8,000 円	長久手市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例 (昭和 41 年長久手町条例第 3 号) の規定による市長に支給する旅費の額に相当する額						
副議長	42 万 3,000 円							
委員長及	36 万 2,000 円							

ひ議員		
-----	--	--

備考 宿泊料の欄中、甲地方とは、東京都の区の存する地域、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市及び神戸市をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。